

＜月次報告様式＞

別表第3 令和7年度 公文書開示（10月決定分）

| | | | | | | | |
|----|-----------|------------|---|-----|---------|--|--------|
| 30 | R7. 8. 28 | R7. 10. 21 | 火災調査書類（〇〇）のうち、火災調査書、現場見分調査書及び鑑識見分調査書 | 15 | ● ● ● ● | (7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られるとはしないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を開示者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 | 予防部調査課 |
| 31 | R7. 9. 11 | R7. 10. 15 | 火災調査書類（〇〇）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 現場見分調査書（1）（第1回） 4 現場見分調査書（2）（第1回） 5 現場見分調査書（1）（第2回） 6 現場見分調査書（2）（第2回） 7 現場見分調査書（3）（第2回） 8 現場見分調査書（4）（第2回） 9 現場見分調査書（5）（第2回） 10 現場見分調査書（6）（第2回） 11 現場見分調査書（7）（第2回） 12 現場見分調査書（8）（第2回） 13 現場見分調査書（第3回） 14 現場見分調査書（第4回） 15 現場見分調査書（第5回） | 303 | ● ● ● ● | (7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 また、当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、第7条第2号に該当する。 (7条4号) この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められたため、条例第4条第4号に該当する。 (7条6号) この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であつて、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかになり、火災関係者等がそれを知つていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6号に該当する。 また、この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であつて、開示することによる影響はないと判断されるに従事者に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からも火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を開示者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6号に該当する。 | 予防部調査課 |
| 32 | R7. 9. 25 | R7. 10. 14 | 火災調査書類（〇〇）のうち、火災調査書 | 2 | ● ● ● ● | (7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られるとはしないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を開示者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 | 予防部調査課 |
| 33 | R7. 9. 19 | R7. 10. 3 | ○（東京都練馬区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（〇〇） | 19 | ● ● ● | (7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 | 予防部査察課 |
| 34 | R7. 9. 29 | R7. 10. 3 | ○（東京都日野市〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（〇〇） | 3 | ● | | 予防部査察課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----------|------------|--|----|---|---|---|--|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|
| 35 | R7. 9. 22 | R7. 10. 6 | ○ (東京都八王子市〇丁目〇番〇号) に係る消防用設備等 (特殊消防用設備等) 点検結果報告書 (○○) | 19 | ● | | | | ● | | | | | | | | | | | | (7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 | 予防部査察課 |
| 36 | R7. 9. 30 | R7. 10. 6 | ○ (東館京都港区〇丁目〇番〇号) に係る防火対象物点検結果報告書 (○○) | 11 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | 予防部査察課 |
| 37 | R7. 9. 29 | R7. 10. 7 | ○ (東京都葛飾区〇丁目〇番〇号) に係る消防用設備等 (特殊消防用設備等) 点検結果報告書 (○) | 6 | ● | | | | ● | ● | | | | | | | | | | | (7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条3号) 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。 | 予防部査察課 |
| 38 | R7. 9. 29 | R7. 10. 7 | ○ (東京都台東区〇丁目〇番〇号) に係る消防用設備等 (特殊消防用設備等) 点検結果報告書 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | 当該公文書は、令和3年11月12日に受理した3年保存の公文書であるため、令和7年度に廃棄済みであり実施機関に存在しない。 | 予防部査察課 |
| 39 | R7. 10. 3 | R7. 10. 8 | ○ (東京都渋谷区〇丁目〇番〇号) に係る防火対象物点検結果報告書 (○○) | 11 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | 予防部査察課 |
| 40 | R7. 8. 16 | R7. 10. 9 | ○○消防用設備等点検報告の○○ | 1 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | 予防部査察課 |
| 41 | R7. 8. 16 | R7. 10. 9 | ○○の一覧表 | 38 | ● | | | | | | ● | | | | | | | | | | (7条6号) 防火対象物の建物としての情報、事業所の情報、事業所からの届出に関する情報、当庁の指導状況が網羅的に記載されており、公にすることで、火災予防を目的とした当庁の指導業務の具体的な優先順位に係る要素が明らかになることにより、防火対象物に対する指導の優先順位が明らかになる可能性があり、順位が変更する防火対象物の関係者の防火意識の低下が懸念されるため。 | 予防部査察課 |
| 42 | R7. 9. 19 | R7. 10. 14 | 東京都新宿区〇〇丁目〇番〇号に所在する建物に係る最新の消防用設備等 (特殊消防用設備等) 点検結果報告書の鑑 | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | 当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。 | 予防部査察課 |
| 43 | R7. 9. 30 | R7. 10. 14 | (1) ○ (東京都渋谷区〇丁目〇番〇号) に係る消防用設備等 (特殊消防用設備等) 点検結果報告書 (○○) (2) ○ (東京都渋谷区〇〇丁目〇番〇号〇) に係る消防用設備等 (特殊消防用設備等) 点検結果報告書 (○○) | 35 | ● | | | | ● | ● | | | | | | | | | | | (7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条3号) 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。 | 予防部査察課 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|----------|----------|---|----|---|---|---|---|---|--|--|---|--------|
| 44 | R7.10.7 | R7.10.21 | 東京都練馬○○番○号に存する建物に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 | | | ● | | | | | | 当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。 | 予防部査察課 |
| 45 | R7.10.17 | R7.10.21 | ○（東京都調布市○○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（○○） | 9 | ● | | | | | | | | 予防部査察課 |
| 46 | R7.10.14 | R7.10.30 | ○（東京都足立区○○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（○○） | 13 | ● | | | ● | | | | (7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 | 予防部査察課 |
| 47 | R7.10.23 | R7.10.30 | ○（東京都新宿区○○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 | | | ● | | | | | | 当該公文書は、令和4年11月21日に受理した保存期間1年の公文書であるため、令和6年度に廃棄済みであり、実施機関に存在しない。 | 予防部査察課 |
| 48 | R7.9.26 | R7.10.1 | ○（中央区○○一〇一）に係る以下の公文書の鑑及び試験結果報告書（個人情報及び印影を除く） 1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（消火器） 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（自動火災報知設備） 3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（誘導灯） 4 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（連結送水管） | 22 | ● | | | | | | | | 予防部査察課 |
| 49 | R7.9.17 | R7.10.3 | 1 ○（立川市○○番）に係る以下の公文書 ① 消防用設備等設置届出書（連結送水管）の鑑、概要表及び圧力損失計算書 ② 消防用設備等設置届出書（連結送水管）の鑑、機器仕様書及び連結送水管放水等試験結果書 2 ○（立川市○○番）に係る消防用設備等設置届出書（連結送水管）に添付された系統図及び平面図 | 32 | ● | ● | | ● | ● | | | この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）以下「条例」という。）第7条第4号に該当する。 この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。 | 予防部予防課 |
| 50 | R7.8.6 | R7.10.3 | 1 ○（足立区○○一〇一）に係る防火対象物使用開始届出書（○）一式 2 ○（足立区○○一〇一）に係る防火対象物使用開始届出書（○）一式 | 35 | ● | ● | | | ● | | | この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条第4号に該当する。 | 予防部予防課 |
| 51 | R7.9.19 | R7.10.3 | ○（練馬区○○一〇一）に係る以下の公文書 1 防火対象物使用開始届出書（○）の鑑及び検査結果書 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（消火器、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯）（○）の鑑及び検査結果書 3 防火対象物使用開始届出書（○）の鑑及び検査結果書 4 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（消火器、誘導灯）（○）の鑑及び検査結果書 5 防火対象物使用開始届出書（○）の鑑及び検査結果書 6 防火対象物使用開始届出書（○）の鑑 | 15 | ● | | ● | | | | 防火対象物使用開始届出書（令和4年1月2日8日練馬消防署予防課第147号）の検査結果書にあっては、検査を省略しているため、作成の事実がなく、存在しない。 | 予防部予防課 | |
| 52 | R7.9.22 | R7.10.6 | ○（渋谷区○○一〇一）○に係る以下の公文書 1 防火対象物使用開始届出書 2 基準の特例等適用申請書 | | | ● | | | | | | 当該公文書は実施機関へ届出されていないため、存在しない。 | 予防部予防課 |

| | | | | | | | | |
|----|-----------|-----------|--|----|-------|--|--|--------|
| 53 | R7. 9. 24 | R7. 10. 6 | ○ (文京区〇〇ー〇ー〇) に係る以下の公文書に添付された平面図 1 防火対象物使用 (変更) 開始届出書 その1 (〇) 2 防火対象物使用 (変更) 開始届出書 その3 (電気設備) 3 消防用設備等設置届出書 (連結送水管) (〇) | 30 | ● ● ● | | この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する | 予防部予防課 |
| 54 | R7. 10. 1 | R7. 10. 6 | ○ (渋谷区〇〇ー〇ー〇) に係る防火対象物使用開始届出書 | 3 | ● | | | 予防部予防課 |
| 55 | R7. 9. 26 | R7. 10. 6 | ○ (目黒区〇〇ー〇ー〇) に係る消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (〇) に添付された試験結果報告書 | 19 | ● | | | 予防部予防課 |
| 56 | R7. 9. 29 | R7. 10. 7 | ○ (町田市〇〇ー〇ー〇) に係る防火対象物使用 (変更) 届出書 その1 (〇) の鑑 | 1 | ● | | | 予防部予防課 |
| 57 | R7. 9. 24 | R7. 10. 7 | ○ (杉並区〇〇ー〇ー〇) 〇に係る以下の公文書の鑑 1 消防用設備等設置届出書 (〇) 2 消防用設備等設置届出書 (〇) 3 防火対象物使用開始届出書 (〇) | 3 | ● ● ● | | この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができないため、条例第7条第2号に該当する。 | 予防部予防課 |
| 58 | R7. 9. 26 | R7. 10. 7 | ○ (世田谷区〇〇ー〇ー〇) に係る以下の公文書の鑑及び試験結果報告書 (個人情報及び印影を除く。) 1 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (〇) 2 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (〇) 3 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (〇) 4 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (〇) 5 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (〇) 6 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (〇) | 28 | ● | | | 予防部予防課 |
| 59 | R7. 9. 30 | R7. 10. 9 | ○ (新宿区〇〇ー〇ー〇) に係る防火対象物使用 (変更) 開始届出その1 (〇) の鑑、平面図、設備図及び天井伏図 | 4 | ● | | | 予防部予防課 |
| 60 | R7. 10. 3 | R7. 10. 9 | ○ (足立区〇〇番) に係る消防用設備等工事届出書 (〇) に添付されている概要表 | 1 | ● | | | 予防部予防課 |

| | | | | | | | | |
|----|------------|------------|--|-----|---------|--|---|--------|
| 69 | R7. 9. 30 | R7. 10. 10 | ○ (渋谷区〇〇ー〇ー〇) に係る以下の届出書の鑑及び検査結果書 1 防火対象物使用開始届出書 (〇) 2 消防用設備等設置届出書 (消防器) (〇) 3 消防用設備等設置届出書 (共同住宅用自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、自動火災報知設備) (〇) 4 消防用設備等設置届出書 (誘導灯) (〇) 5 消防用設備等設置届出書 (非常コンセント設備) (〇) 6 消防用設備等設置届出書 (連結送水管) (〇) 7 防火対象物使用開始届出書 (〇) | 10 | ● ● ● ● | | 特定の個人を識別することができため、条例第7条第2号に該当する。 公にすることにより、法人の事業運営が損なわれるおそれがあると認められるため、条例第7条第3項に該当する。 | 予防部予防課 |
| 70 | R7. 10. 1 | R7. 10. 16 | ○ (千代田区外神田〇ー〇ー〇) に係る防火対象物使用 (変更) 届出書その1 (昭和45年1月28日 神田消防署予防課第1号) 及び検査結果書 (昭和45年1月28日 神田消防署予防課第1号) | 25 | ● ● ● ● | | この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)。以下「条例」という。) 第7条第2号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。 | 予防部予防課 |
| 71 | R7. 9. 19 | R7. 10. 16 | ○ (足立区千住〇ー〇ー〇) に係る以下の公文書一式 1 消防用設備等設置届出書 (屋内消火栓) (平成3年8月2日千住消防署予防課第594号) 2 消防用設備等設置届出書 (自動火災報知設備) (平成4年1月21日千住消防署予防課第507号) 3 消防用設備等設置届出書 (ハロゲン化物消火設備) (平成3年1月21日千住消防署予防課第632号) 4 消防用設備等設置届出書 (消防器) (平成4年3月1日千住消防署予防課第172号) 5 消防用設備等設置届出書 (屋内消火栓設備) (平成4年3月1日千住消防署予防課第765号) 6 消防用設備等設置届出書 (ハロゲン化物消火設備) (平成4年3月1日千住消防署予防課第771号) 7 消防用設備等設置届出書 (自動火災報知設備) (平成4年3月18日千住消防署予防課第781号) 8 消防用設備等設置届出書 (避難器具) (平成4年3月18日千住消防署予防課第785号) 9 消防用設備等設置届出書 (誘導灯) (平成4年3月17日千住消防署予防課第779号) 10 消防用設備等設置届出書 (連結送水管) (平成4年3月17日千住消防署予防課第774号) 11 消防用設備等設置届出書 (連結送水管) (平成4年3月13日千住消防署予防課第766号) 12 消防用設備等設置届出書 (非常コンセント設備) (平成4年3月17日千住消防署予防課第773号) | 328 | ● ● ● ● | | この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)。以下「条例」という。) 第7条第2号に該当する。 この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。 | 予防部予防課 |
| 72 | R7. 10. 3 | R7. 10. 17 | ○ (品川区東品川〇ー〇ー〇) に係る以下の公文書 ① 防火対象物使用開始届出書 (令和4年9月8日 品川消防署予防課第355号) ② 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (令和4年10月25日 品川消防署予防課第994号) ③ 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置計画届出書 (令和4年10月3日 品川消防署予防課第889号) | 444 | ● | | この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。 | 予防部予防課 |
| 73 | R7. 10. 7 | R7. 10. 17 | ○ (足立区大谷田〇ー〇ー〇) に係る防火対象物使用 (変更) 届出書 その1 (平成11年10月12日足立消防署大谷田出張所第6号) 一式 | 18 | ● | | この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)。以下「条例」という。) 第7条第2号に該当する。 この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。 | 予防部予防課 |
| 74 | R7. 10. 8 | R7. 10. 17 | ○ (〇 豊島区東池袋〇ー〇ー〇) に係る電気設備設置 (変更) 届出書 (昭和63年9月6日 豊島消防署予防課第1736号) の発電機容量計算書 | 5 | ● | | | 予防部予防課 |
| 75 | R7. 10. 10 | R7. 10. 17 | ○ (八王子市子安町〇ー〇ー〇) に係る消防用設備等工事届出書 (昭和61年4月1日 八王子消防署予防課第1234号) に添付された系統図及び設備図 | 8 | ● | | | 予防部予防課 |
| 76 | R7. 10. 14 | R7. 10. 21 | ○ (渋谷区恵比寿〇ー〇ー〇) に係る以下の公文書一式 (個人情報及び印影を除く) 1 防火対象物使用開始届出書 (令和6年8月26日渋谷消防署恵比寿出張所第1号) 2 防火対象物工事等計画届出書 (令和6年8月26日渋谷消防署恵比寿出張所第6号) 3 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (消防器) (令和6年9月26日渋谷消防署恵比寿出張所第136号) 4 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (自動火災報知設備) (令和6年9月13日渋谷消防署恵比寿出張所第131号) 5 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (誘導灯) (令和6年9月12日渋谷消防署恵比寿出張所第127号) 6 工事整備対象設備等工事届出書 (自動火災報知設備) (令和6年9月2日渋谷消防署恵比寿出張所第37号) | 43 | ● | | | 予防部予防課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|------------|------------|--|----|---|---|---|---|---|---|--|--|--|--|---|--------|
| 77 | R7. 10. 7 | R7. 10. 21 | 練馬区○○番○号に存する防火対象物の以下の公文書 ① 消防用設備等設置届出書の謄本及び検査結果書 ② 建物全体の防火対象物使用開始届出及び検査結果書 ③ 1階店舗に係る防火対象物使用開始届出及び検査結果書 | | | ● | | | | | | | | | 当該公文書は実施機関に届出されていないため、存在しない。 | 予防部予防課 |
| 78 | R7. 10. 10 | R7. 10. 21 | ○ (渋谷区広尾○-○-○) に係る以下の公文書 (個人情報及び印影を除く) 1 工事整備対象設備等着工届出書 (スプリンクラー設備) (平成18年7月12日渋谷消防署予防課第285号) に添付されたスプリンクラー設備概要表、加圧送水装置及びその制御に係る書面並びに圧力損失計算書 2 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (スプリンクラー設備) (平成18年11月28日渋谷消防署予防課第1413-3号) に添付された試験結果報告書 | 21 | ● | | | | | | | | | | | 予防部予防課 |
| 79 | R7. 10. 7 | R7. 10. 21 | ○ (○ 江東区亀戸○-○-○) 防火対象物使用 (変更) 届出書 (平成元年11月27日 城東消防署予防課第225号) の縦、配置図、平面図及び立面図 (案内図、個人情報及び印影を除く) | 9 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。 | 予防部予防課 |
| 80 | R7. 10. 7 | R7. 10. 23 | ○ (葛飾区新小岩○-○-○) に係る防火対象物使用 (変更) 届出書 (昭和54年8月6日 本田消防署予防課第134号) に添付されている平面図 | 4 | ● | | | | ● | | | | | | この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、勤務者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例 (平成11年東京都条例第5号。) 第7条第4号に該当する。 | 予防部予防課 |
| 81 | R7. 10. 9 | R7. 10. 23 | ○ (足立区谷在家○-○-○) に係る消防用設備等設置届出書 (昭和57年2月27日 西新井消防署予防課第39号) 一式 | 3 | ● | | | ● | ● | | | | | | この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例 (平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。) 第7条第2号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。 | 予防部予防課 |
| 82 | R7. 10. 21 | R7. 10. 23 | ○ (荒川区南千住○-○-○) に係る消防用設備等着工届出 (平成16年10月6日 荒川消防署予防課第50号) に添付されている自動火災報知設備の概要表 | 1 | ● | | | | | | | | | | | 予防部予防課 |
| 83 | R7. 10. 6 | R7. 10. 24 | 1 ○ (新宿区高田馬場○-○-○) に係る防火対象物使用開始届出 (平成25年5月24日新宿消防署予防課第213号) の縦 2 ○ (新宿区百人町○-○-○) に係る防火対象物使用 (変更) 開始届出 (平成17年3月3日新宿消防署予防課第764号) の縦 3 ○ (新宿区西新宿○-○-○) に係る防火対象物使用開始届出 (平成24年5月14日新宿消防署西新宿出張所第7号) の縦 | 4 | ● | | | ● | ● | | | | | | この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、東京都情報公開条例 (平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。) 第7条第2号及び第4号に該当する。 | 予防部予防課 |
| 84 | R7. 10. 16 | R7. 10. 24 | ○ (板橋区中台○-○-○) に係る消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (自動火災報知設備) (平成27年11月24日志村消防署予防課第510号) の縦 | 1 | ● | | | ● | ● | | | | | | この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、東京都情報公開条例 (平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。) 第7条第2号及び第4号に該当する。 | 予防部予防課 |
| 85 | R7. 10. 8 | R7. 10. 27 | ○ (墨田区業平○-○-○) に係る以下の公文書 ① 防火対象物使用 (変更) 開始届出書その3 (電気設備) (昭和53年11月 本所消防署予防課) ② 消防用設備等設置届出書 (昭和53年12月6日 本所消防署予防課第474号) ③ 消防用設備等設置届出書 (昭和53年11月27日 本所消防署予防課第466号) ④ 防火対象物使用 (変更) 届出書その1 (昭和53年11月14日 本所消防署予防課第140号) | 46 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例 (平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。) 第7条第2号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。 | 予防部予防課 |

| | | | | | | | |
|----|------------|------------|---|----|---------|---|--------|
| 86 | R7. 10. 15 | R7. 10. 27 | ○ (港区南麻布○-○-○) に係る消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備）（昭和62年3月14日麻布消防署予防課第287号）の鑑及び添付書類一式 | 11 | ● ● ● ● | この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する。また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。 | 予防部予防課 |
| 87 | R7. 9. 21 | R7. 10. 28 | 1 ○ (台東区浅草○-○-○) に係る以下の届出書の鑑、店舗面積が分かる添付図面及び検査結果書 ① 防火対象物使用届出書 その1 (昭和59年1月26日本堤消防署予防課第272号) ② 防火対象物使用開始届出書 (平成31年3月26日本堤消防署予防課第289号) ③ 防火対象物使用開始届出書 (令和元年5月26日本堤消防署予防課第218号) ④ 防火対象物使用開始届出書 (令和5年2月14日本堤消防署予防課第117号) 2 ○ (新宿区歌舞伎町○-○-○) ○に係る防火対象物使用（変更）届出書 その1 (昭和57年2月15日新宿消防署予防課第49号) の鑑、店舗面積が分かる添付図面及び検査結果書 3 ○ (渋谷区道玄坂○-○-○) に係る以下の届出書の鑑、店舗面積が分かる添付図面及び検査結果書 ① 防火対象物使用（変更）届出書 その1 (昭和44年1月19日渋谷消防署予防課第436号) ② 防火対象物使用（変更）届出書 その1 (平成13年4月25日渋谷消防署松濤出張所第5号) 4 ○ (豊島区東池袋○-○-○) ○に係る以下の公文書 ① 防火対象物使用（変更）届出書 その1 (昭和42年5月10日豊島消防署予防課第79号) の鑑及び検査結果書 ② 防火対象物使用（変更）届出書 その1 (昭和47年5月20日豊島消防署予防課第106号) の鑑、店舗面積が分かる平面図及び検査結果書 | 55 | ● ● ● ● | この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する。この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあること及び公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。 | 予防部予防課 |
| 88 | R7. 10. 20 | R7. 10. 28 | ○ (港区新橋○-○-○) に係る建築同意書類調査書（昭和42年4月20日収第1139号消防庁予防課）及び防火対象物使用（変更）届出書（昭和43年6月17日芝消防署予防課取第108号） | 21 | ● | | 予防部予防課 |
| 89 | R7. 10. 16 | R7. 10. 30 | ○ (杉並区高円寺南○丁目○番○号) に係る別表の公文書の鑑及び検査結果書 | 10 | ● | | 予防部予防課 |
| 90 | R7. 10. 14 | R7. 10. 30 | ○ (足立区綾瀬○-○-○) に係る防火対象物使用開始届（平成25年2月26日 足立消防署予防課第181号） | 9 | ● ● ● ● | この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する。また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。 | 予防部予防課 |
| 91 | R7. 10. 24 | R7. 10. 30 | ○ (新宿区中落合○-○-○) に係る消防用設備等工届出書（平成15年1月25日 新宿消防署予防課（着）第15-526号）の鑑及び自動火災報知設備の概要表 | 3 | ● | | 予防部予防課 |
| 92 | R7. 10. 15 | R7. 10. 30 | ○ (東京都港区新橋○-○-○) に係る消防用設備等工届出（昭和52年6月3日 芝消防署予防課第142号）に添付されている設備図 | 4 | ● ● ● ● | この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 | 予防部予防課 |
| 93 | R7. 10. 21 | R7. 10. 30 | ○ (文京区根津○-○-○) に係る新築時及び昭和52年4月頃に届出された建物全体の防火対象物使用届出書の鑑及び添付された各階平面図 | | ● | | 予防部予防課 |

| | | | | | | | | | | | | |
|----|----------|----------|---|----|---------|--|--|---|---|--|---|--------|
| 94 | R7.10.8 | R7.10.31 | <p>1 ○ (江東区辰巳〇丁目〇番〇号) に係る防火対象物使用開始届出書 (平成 4 年 1 月 10 日 深川消防署予防課第 4151 号) 2 ○ (江東区辰巳〇丁目〇番〇号) に係る以下の公文書の鑑及び平面図 (1) ○に係る防火対象物使用開始届出書 (令和 4 年 9 月 6 日 深川消防署予防課第 231 号) (2) ○に係る防火対象物使用開始届出書 (平成 26 年 6 月 27 日 深川消防署予防課第 147 号) (3) ○に係る防火対象物使用開始届出書 (平成 28 年 8 月 29 日 深川消防署予防課第 127 号) (4) ○に係る防火対象物使用開始届出書 (平成 10 年 1 月 15 日 深川消防署予防課第 68 号) (5) ○に係る防火対象物使用開始届出書 (平成 28 年 1 月 4 日 深川消防署予防課第 368 号) (6) ○に係る防火対象物使用開始届出書 (平成 27 年 12 月 9 日 深川消防署予防課第 329 号) (7) ○に係る防火対象物使用開始届出書 (平成 8 年 4 月 10 日 深川消防署予防課第 150 号)</p> | 24 | ● ● ● ● | | | | | | この情報は、公にすることにより、犯罪の実行を容易にするなど、使用者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下「条例」という。）第 7 条第 4 号に該当する。 | 予防部予防課 |
| 95 | R7.10.14 | R7.10.31 | ○ (千代田区岩本町〇-〇-〇) に係る以下の公文書の鑑及び平面図 (防火対象物使用開始届出のみ立面図及び断面図も含む) (個人情報及び印影を除く) | 15 | ● | | | ● | | | この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 号に該当する。 | 予防部予防課 |
| 96 | R7.10.17 | R7.10.31 | ○ (世田谷区代田〇-〇-〇) ○に係る防火対象物使用開始届出書 (令和 5 年 8 月 16 日 世田谷消防署北沢消防署第 37 号) 一式及び消防計画作成 (変更) 届出書の鑑 (平成 5 年 8 月 10 日世北(防) 第 122 号) | 9 | ● | | | | | | | 予防部予防課 |
| 97 | R7.10.20 | R7.10.31 | <p>○ (東京都足立区青井〇-〇-〇) に係る以下の公文書 (1) 工事整備対象設備等着工届出書 (平成 17 年 5 月 24 日 足立消防署予防課第 34 号) (2) 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (平成 17 年 7 月 1 日 足立消防署予防課第 109 号)</p> | 38 | ● | | | | | | | 予防部予防課 |
| 98 | R7.10.20 | R7.10.31 | ○ (○ 東京都渋谷区代々木〇-〇-〇) 係る防火対象物使用開始届出書その 1 (平成 6 年 3 月 2 日 渋谷消防署原宿出張所第 6003 号) | 34 | ● | | | ● | ● | | この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下「条例」という。）条例第 7 条第 2 号に該当する。 また、この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第 7 条第 4 号に該当する。 | 予防部予防課 |
| 99 | R7.10.20 | R7.10.31 | ○ (○ 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇) に係る防火対象物使用 (変更) 届出書その 1 (昭和 60 年 7 月 6 日 新宿消防署予防課第 326 号) | 13 | ● | | | | | | | 予防部予防課 |